

随意契約理由

案件名：下水道工事に伴う配水管布設替工事（令和 6 年度山辺地区 1 工区）
仮設工事

本件は、「能勢町」が発注する能勢町山辺地区の公共下水道管渠工事（以下、「下水道工事」）に伴い、支障となる豊能地域水道センターが所管する既設配水管を仮移設する工事である。

下水道工事については、(株)福田組が受注し施工することとなっていることから、本工事についても下水道工事と同一業者に請け負わせることで、適切な施工や瑕疵の明確化及び工期の短縮を図ることが可能である。

従って、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 6 号の規定により、下水道工事の受注者である(株)福田組と随意契約を行うものである。

比較見積の省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号により、比較見積りを省略する。

〈参考〉

- ・ 下水道工事受注業者 株式会社 福田組
- ・ 工期 令和6年6月6日～令和6年12月13日

随意契約理由

案件名：下水道工事に伴う配水管布設替工事（令和 6 年度山辺地区 2 工区）
仮設工事

本件は、「能勢町」が発注する能勢町山辺地区の公共下水道管渠工事（以下、「下水道工事」）に伴い、支障となる豊能地域水道センターが所管する既設配水管を仮移設する工事である。

下水道工事については、(株)福田組が受注し施工することとなっていることから、本工事についても下水道工事と同一業者に請け負わせることで、適切な施工や瑕疵の明確化及び工期の短縮を図ることが可能である。

従って、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 6 号の規定により、下水道工事の受注者である(株)福田組と随意契約を行うものである。

比較見積の省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号により、比較見積もりを省略する。

〈参考〉

- ・ 下水道工事受注業者 株式会社 福田組
- ・ 工期 令和6年6月6日～令和6年12月13日

随意契約理由

案件名：下水道工事に伴う配水管布設替工事（令和 6 年度稲地地区）
仮設工事

本件は、「能勢町」が発注する能勢町稲地地区の公共下水道管渠工事（以下、「下水道工事」）に伴い、支障となる豊能地域水道センターが所管する既設配水管を仮移設する工事である。

下水道工事については、(株)福井組が受注し施工することとなっていることから、本工事についても下水道工事と同一業者に請け負わせることで、適切な施工や瑕疵の明確化及び工期の短縮を図ることが可能である。

従って、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 6 号の規定により、下水道工事の受注者である(株)福井組と随意契約を行うものである。

比較見積の省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号により、比較見積もりを省略する。

<参考>

- ・ 下水道工事受注業者 株式会社 福井組
- ・ 工期 令和6年6月6日～令和7年1月31日

随 意 契 約 理 由 書

工事名：中央監視装置等更新詳細設計委託（豊能地域水道センター管内）

本件は、令和6年3月13日、3月15日に入札を行ったものであるが、入札参加2社のいずれも予定価格を上回り入札取りやめとなったものである。その2社に再度の見積に対する参加意思を架電により確認したところ下記のとおりとなりました。

（株）日水コン大阪支所 辞退

（株）潮技術コンサルタント大阪事務所 参加

1社は辞退、1社は参加の意思を見せたため地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号により（株）潮技術コンサルタント大阪事務所と随意契約を行うものとします。

比較見積の省略理由

本件は、入札取りやめとなったものであるため大阪広域水道企業団契約規程運用第13条関係第1項第9号の規定により比較見積を省略する。